

令和5年度 堺市健康施策推進協議会
第2回堺市歯科口腔保健推進計画策定専門部会

開催日時	令和6年1月25日(木)午後2時から午後3時
開催場所	堺市役所 本館地下1階 多目的室
出席者	中村 恵理子(国立大学法人大阪大学大学院歯学研究科予防歯科学講座) 實重 英仁(一般社団法人 狭山美原歯科医師会) 八木 栄司(一般社団法人堺市歯科医師会) 橋場 佳子(大阪府歯科衛生士会) (敬称略)
欠席者	廣瀬 正幸(一般社団法人堺市医師会(耳鼻科医会)) 森田 恵美(歯っぴー栄養クラブ) (敬称略)
庁内出席者	医療年金課(坂口)、長寿支援課(關根)、健康医療政策課(辻) 地域共生推進課(安齊) 子ども育成課(尾形)、障害支援課(大伴) 幼保運営課(唐谷)、健康推進課(東口、永井、安岡、中岡、信川、戸松、松木)
案件	1. 計画案について 2. その他
配布資料	議事次第 配布資料一覧 委員名簿 配席図 さかい健康プラン(案) 資料1 さかい健康プラン(案)に対するパブリックコメント実施結果について 資料2 さかい健康プラン(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方 資料3 さかい健康プラン(案)の修正内容について 別紙 ② 身体活動・運動の状況 参考資料1 堺市健康施策推進協議会条例 参考資料2 堺市健康施策推進協議会条例施行規則 参考資料3 堺市健康施策推進協議会の傍聴に関する要綱 冊子 堺市健康増進計画-健康さかい21(第2次)2019-2023計画 堺市食育推進計画(第3次) 堺市歯科口腔保健推進計画(第2次)
会議の内容	別紙のとおり

議事要旨

1 開会

事務局：それでは、定刻となりましたので、令和5年度 第2回 堺市健康施策推進協議会 堺市歯科口腔保健推進計画策定専門部会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の進行を務めさせていただきます、健康推進課の中岡でございます。よろしくお願いいたします。

今年度は2回目の開催となりますが、前回の会議でご欠席されておりました、本日初めてご出席いただいております委員の方がおられますので、委員の皆様にご紹介させていただきたいと思っております。なお、ご紹介にあたりましては、所属とお名前のみのご紹介とさせていただきますのでご了承ください。

一般社団法人狭山美原歯科医師会 實重英仁委員です。

實重委員：前回はお休みいたしまして申し訳ございませんでした。美原区の健診と重なりまして、出席することができませんでした。よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。本日、中村部会長につきましては少し遅れると連絡を受けております。また、廣瀬正幸委員、森田恵美委員は、本日欠席と承っております。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の「配布資料一覧」に従いまして、資料の確認をお願いいたします。まずは、資料番号なしの資料としまして、「議事次第」、「委員名簿」、「配席図」、「さかい健康プラン(案)」をお配りしております。また、冊子の資料としまして、「健康さかい 21 (第2次) -健康増進計画-」、「堺市食育推進計画 (第3次)」、「堺市歯科口腔保健推進計画 (第2次)」をお配りしております。

次に、資料番号ありの資料としまして、資料1「さかい健康プラン(案)に対するパブリックコメントの実施結果について」、資料2「さかい健康プラン(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方」、資料3「さかい健康プラン(案)の修正内容について」、資料3の別紙の1枚もののグラフの資料の方もつけさせていただきます。さらに参考資料としまして「堺市健康施策推進協議会条例」、参考資料2「堺市健康施策推進協議会条例施行規則」、参考資料3「堺市健康施策推進協議会の傍聴に関する要綱」、資料は以上となります。皆様、お揃いでしょうか。もし、不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、案件に入ります前に、お手元の参考資料2「堺市健康施策推進協議会条例施行規則」をご覧ください。本日は、委員総数6名のうち4名の委員のご出席を予定しております。堺市健康施策推進協議会条例施行規則第3条第2項に定める過半数の出席をいただいていることから、会議が成立していることをご報告いたします。また、本会議は、同条例施行規則第6条第1項に基づき公開としております。なお、本日の会議内容は、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。ご発言の際には、お名前をおっしゃっていただいておりますよう、ご協力をお願いいたします。作成しました会議録につきましては、後日、堺市のホームページ等で公開させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、案件に入っていきます。ここからの会議の進行につきましては、同条例

施行規則第3条第1項の規定に基づき、中村部会長にお願いするところですが、到着が遅れておられますので、到着するまでの間、副会長の八木委員に進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

副会長：中村部会長が本日遅参されるとのことで、急遽進行することになりました。本日の案件としましては、「さかい健康プランの策定について」と、「その他」を予定しております。また、本日の部会で、協議する機会は最後となります。皆様におかれましては、会議の円滑な進行にご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2 議案

(1) さかい健康プランの策定について

副会長：それでは、案件に入りたいと思います。案件(1)「さかい健康プランの策定について」です。事務局から、まず、資料1「さかい健康プラン(案)に対するパブリックコメントの実施結果について」の説明をお願いいたします。

事務局：健康推進課から説明をさせていただきます。さかい健康プラン(案)に対するパブリックコメントの実施結果について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。意見の募集期間は、令和5年12月21日から令和6年1月19日までとし、市政情報センターや市政情報コーナー、図書館などに資料を配架し、意見を募集しました。事前に送付させていただきました資料から、4人の方から23項目のご意見が増えまして、最終的に23人から52項目にわたるご意見をいただきました。資料1については以上でございます。

副会長：続きまして、事務局から、資料2「さかい健康プラン(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方」、資料3「さかい健康プラン(案)の修正内容について」の説明をお願いいたします。

事務局：引き続き、事務局から説明させていただきます。資料2「さかい健康プラン(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方」、資料3「さかい健康プラン(案)の修正内容について」を用いて説明をさせていただきます。資料3につきましては、さかい健康プランへどのように反映させたかというところの説明資料となっております。説明にあたりまして、先ほどの資料2、資料3、あわせて別紙と、さかい健康プラン(案)も一緒にご覧いただければと思っております。また、資料2の一番左の列の番号が色付きとなっている部分が、事前に送付させていただきました資料から追加になったご意見になります。意見が多数ございますので、今回、事前送付から追加になった部分と、プランを修正する部分についてご説明させていただきたいと思っております。それでは、資料2を用いて説明をさせていただきます。

まず初めに、「プラン全般について」です。プランの名称に関することと、西暦と元号の表記に関するご意見がありました。修正させていただいたのは、3番のご意見になります。資料3の1行目と、さかい健康プラン(案)の1ページをご覧ください。プラン(案)の1ページの11行目に、「令和6年度から令和17年度まで」と記載した部分が元号のみの表記になっていましたので、こちらを、西暦と元号を併記する形に変更いたします。

続きまして、資料2の「健康を取り巻く状況」の4番、5番、6番の意見が、新たに追加にな

った事項になります。がん検診の無償化や、特定健診に関する事項です。このことは、さかい健康プラン（案）の46ページをご覧ください。【市民の取組】の1行目に、対象年齢になったら健（検）診を受けることを記載しています。また、【行政や関係機関の取組】としても、定期的に健（検）診を受ける大切さに関する啓発、医療機関や事業所等と連携し、健（検）診や必要な治療に結びつくよう健（検）診の受診率向上に取り組むことを示している、ということに記載しています。ご意見の中に、特定健康診査の検査項目に関する意見がありましたので、そちらについては、検査項目はメタボリックシンドロームに着目して設定しており、生活習慣病の予防に有効とされると国が定めた項目を中心に実施している、ということについて記載をしています。

次に、資料2の7番のご意見です。この意見につきましては、資料3の下から2行目のところに記載をしております。あわせて、さかい健康プラン（案）では31ページをご覧ください。資料2の7番のご意見としては、「歯周病の予防が糖尿病の悪化を抑制するということに記載してほしい」というご意見がありました。さかい健康プラン（案）の31ページの⑦「進行した歯周炎の改善」の最後から2行目のところに、「歯周病の有病率を減少させることは」とございますので、その前に、「歯周病の予防が糖尿病等の悪化を抑制することから、」という文言を追記することとしています。

続いて、資料2の8番のご意見です。「生活習慣の状況に、運動に関する項目がない」という追加の意見がありました。資料3の2行目、23ページに関する部分になります。あわせて、さかい健康プラン（案）の23ページをご覧ください。①「朝食の摂取状況」の次に、②「喫煙・受動喫煙の状況」となっておりますが、②「身体活動・運動の状況」としまして、グラフの説明文と男女別・年齢階級別の運動習慣者の割合のグラフを追記することとしました。具体的に記載する内容が、別紙の内容になります。

続いて、資料2の9番のご意見になります。「COPDについて、主要な健康課題に入れるべきではないか」というご意見がありました。こちらについては、資料3の下から3行目、31ページに関する部分になります。さかい健康プラン（案）では31ページをご覧ください。⑥「喫煙・受動喫煙の減少」の1行目のところに、呼吸器疾患という文言がございます。この前に、COPD（慢性閉塞性肺疾患）を追記するというにします。また、課題に追記をいたしましたので、課題に対する取組として、2か所に追記をいたします。資料3の一番下、40ページに関するところになります。あわせて、さかい健康プラン（案）では40ページをご覧ください。【行政や関係機関の取組】に、「正しい知識について、様々な機会をとらえて啓発します」という項目がございます。その啓発項目の中に、COPD（慢性閉塞性肺疾患）と追記します。また、2か所目ですが、資料3の2ページ目の上から3行目の、47ページに関する部分になります。さかい健康プラン（案）では47ページをご覧ください。【行政や関係機関の取組】の3つ目の項目に「ロコモティブシンドロームの状態やフレイル状態をチェックする機会」とありますが、フレイル状態の次に、COPD（慢性閉塞性肺疾患）を追記いたします。

次に、資料2の10番、追加のご意見です。次世代、現役世代、セカンドライフの名称についてのご意見がありました。さかい健康プラン（案）の34ページをご覧ください。市民が、主体的に、世代に応じた健康増進に向けて活動できるように、3つのライフステージを示しているということに記載しています。

次に、資料2の11番、追加のご意見です。「ライフコースアプローチ」等、横文字を使うので

はなく、分かりやすい日本語でよいのではないか、というご意見でした。回答といたしまして、「ライフコースアプローチ」は、本プランにおいても重要な視点として用いていますので、ご理解いただけるように分かりやすく説明していきます、ということに記載しています。

資料2の3ページ、4ページをご覧ください。12番から27番のご意見で、「たばこ対策」に関するご意見となります。13番、22番、23番、25番、26番、27番が追加の新しいご意見になります。市の考え方としましては、22番の方に取り組みに関するご意見がありますので、当初送付させていただいた資料の後に、「今後、国が示すアクションプランも活用しながら取り組むこととしています」と追記をすることとしました。

続いて、資料2の29番から31番のご意見になります。新たに、30番、31番のご意見がありました。生涯切れめのない歯科検診の実施、歯肉に炎症を持つ者の割合の指標に関する事項、そして、成人歯科検診の実施に関するご意見でした。こちらについては、さかい健康プラン（案）の44ページ、46ページをご覧ください。【行政や関係機関の取組】に、定期的に歯科検診を受診することを啓発するということに記載していますので、そちらを示しているということで記載をしています。

続いて、資料2の32番のご意見になります。成人歯科検診の自己負担無料の継続についてのご意見がありました。自己負担については、受益者負担の観点から自己負担額を設定しているということに記載しています。

続いて、資料2の6ページをご覧ください。33番、歯科口腔保健推進において、喫煙・受動喫煙に関する啓発が重要であるというご意見が追加でありました。さかい健康プラン（案）の42ページをご覧ください。【行政や関係機関の取組】の1つ目、正しい知識について、様々な機会をとらえて啓発する、の項目の下から2番目に、喫煙が及ぼす口腔への影響について記しておりますので、そのことを記載させていただいております。

次に、資料2の34番、35番、36番の意見になります。口腔機能の獲得・維持・向上やプロフェッショナルケアにつながる取組についてのご意見がありました。さかい健康プラン（案）の44ページをご覧ください。44ページに、健全な口腔機能の獲得・維持・向上について示している、ということに記載しました。

続いて、資料2の7ページをご覧ください。37番、がん・循環器疾患のがんリスクの要因の中で、感染の項目が抜けているというご意見がありました。資料3の1ページ目の3行目に、30ページに関する事項で記載しています。さかい健康プラン（案）の30ページもあわせてご覧ください。①「がんのリスク要因の改善」のところの6行目の次に、B型・C型肝炎ウイルスやピロリ菌等のウイルス・細菌感染もがんの主要な原因であること、感染したら必ずがんになるわけではありませんが、感染の状況に応じた対応をとることで、がんを防ぐことになることから、感染症の検査を受ける等の対応について周知啓発することを追記する、ということにしました。また、課題に対する取り組みについても追記をしています。資料3では、2枚目の2行目にあります、46ページに関する事項です。さかい健康プラン（案）では、46ページもあわせてご覧ください。正しい知識について啓発する項目の中の2つ目に、がんのリスク要因ということを追記することとしました。意見の39番、40番です。こちらは、特定健診の受診に関する事項や、糖尿病に関する連携について、追加でご意見がありました。さかい健康プラン（案）の46ページをご覧ください。【行政や関係機関の取組】の啓発に関することとして、必要な治療に結びつくよう支援することを示している、ということに記載しています。

続いて資料2の8ページをご覧ください。41番から48番まで、受動喫煙対策に関するご意見です。47番のご意見が、追加でいただいたご意見になります。こちらについては、市の考え方は変更しておりません。

資料2の9ページをご覧ください。50番、事業者等の多様な主体と協働した取組についてです。資料3の2ページ目の4行目、53ページに関する事項になります。さかい健康プラン（案）の53ページをあわせてご覧ください。事業者等の多様な主体と協働した取組として、食育について記載をしてほしいというご意見でした。53ページの【行政や関係機関の取組】の1つ目、その2行目のところで、「広く健康増進・生活習慣病予防に関する知識の普及啓発」とございますので、ここに食育を追加し、「広く健康増進・食育・生活習慣病予防に関する知識の普及啓発」という形に変更することとしました。次に、意見の51番、推進体制について、「市民の視点」が重要であると、追加でご意見がありました。さかい健康プラン（案）の55ページをご覧ください。本プランは、「堺市健康施策推進協議会」「堺市健康づくり推進庁内委員会」との連携を図り、エビデンスに基づく横断的な視点から施策を推進することとしている、ということを記載しています。

資料3の2ページをご覧ください。最後に、今回、再集計及び時点による修正が5項目ございました。さかい健康プラン（案）では59ページをご覧ください。まず、がん検診の受診率についてです。指標の集計作業中に対象年齢の誤りがあり、再集計を行ったところ、上方修正となりました。次に60ページをご覧ください。特定健康診査の受診率と、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合の計画策定時の値を、令和3年度から令和4年度に更新いたしました。次に62ページをご覧ください。自転車の利用環境に満足している者の割合と、市内で採れた食材を選んで食べている者の割合については、関連計画にあわせて修正を行っています。

説明が長くなりましたが、パブリックコメントの意見の要旨と計画の修正に関する説明は以上となります。

事務局：中村部会長が到着されましたので、ここからの進行は中村部会長の方でお願いいたします。八木副会長、ここまでの進行ありがとうございました。

部会長：本日は遅れまして大変申し訳ございませんでした。では、たくさんコメントがありますので、本部会ではまず、歯科口腔保健に関連する部分を中心に意見交換をさせていただき、その後、その他の部分で気になる部分のみについて議論をする形として、問題ございませんでしょうか。

（異議なし）

部会長：ではまず、歯科口腔保健に関連する部分を中心に、意見交換をさせていただきます。何かご意見やご不明な点ございませんでしょうか。

八木委員：2ページの計画の位置づけのところなのですが、健康増進法の「健康日本 21（第三次）」との整合性をとるという部分で、今回の「さかい健康プラン」というのを作られているのはわかるのですが、口腔保健推進条例というのが堺市にはありまして、その条例の位置づけというのは、この計画ではどういう風になっているのかというのを教えていただきたいです。

事務局：ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、堺市の方では、堺市歯科口腔保健推進条例というのを設けておりました、歯科口腔の推進を行っているところです。この条例は、もともと歯科口腔保健の推進に関する法律に基づいて策定されておりました、その考え方に踏襲されているということで、おっしゃっていただいた2ページに、国のもとの法律ということで明記させていただいております。条例につきましては、その推進の内容につきまして本プランに反映しているという位置づけで、基本的な考え方に則った方法でということを経年のプランの中に集約させていただいているという風にとらえております。例えば、条例の第9条で、基本的な事項を掲載しているのですけれども、6項目に、災害時における歯と口腔の衛生の保持というような項目があることにつきましては、このさかい健康プランでは、49ページの「社会とのつながりの維持・向上」のページの項目で、もしもの備えというところに、口腔保健の分野で掲載しているなどというような形で踏襲しているというような考え方です。

八木委員：具体的に2ページのところに書くとしたら、位置づけとしてはどこに書く感じになりますか。

事務局：具体的には、2ページに記載させていただいている通り、今回は、3つの計画「堺市健康増進計画」「堺市食育推進計画」「堺市歯科口腔保健推進計画」という下に、いろいろな堺市の関連計画を載せさせていただいております。その中に、一部条例を持っているような性質のものもあるような中ではあるのですけれども、そこに含みながら、先ほど申しましたように、国の歯科口腔保健の推進に関する法律というところに基づいた条例の位置づけになっていますので、そこに含まれるという風にとらえていただいたらと思います。あえて特に出してはませんが、その考えに基づいた条例を堺市で持っているところを文字で表現させていただいているのが、1ページの表現になっております。

部会長：他にご意見ございませんでしょうか。では、私から1つ、よろしいでしょうか。資料3の2ページ目の一番上、42ページで、「定期的なプロフェッショナルケアにより歯科疾患を予防します」というところに「口腔粘膜疾患の早期発見」が追記されている件で、意見がございます。

これは、パブリックコメントを受けて項目が追記されましたが、プロフェッショナルケアは、歯科医院で行う専門的な予防処置、はみがき指導、歯石除去、歯のクリーニング、むし歯予防のためのフッ化物塗布などを指します。主に衛生士さんが行う業務となっております。プロフェッショナルケアは、口腔粘膜疾患を「早期発見」するものではございません。また、口腔粘膜疾患のうち、がんなどは、環境因子のみで成り立つものではなく遺伝的要因も含まれますので、この記載ですと、歯科医院に通院すればこういったがんも予防できる、発症しない、というような誤解を生む可能性があるかと考えます。よって、「口腔粘膜疾患の早期発見」をこの項目に追記する場合は、「定期的なプロフェッショナルケアにより歯科疾患を予防します」といった文言を、「定期的に歯科検診を受診します」などに記載を変えておいた方がよいのではないかと考えました。私からの提案になりますが、この項目をもし変えるのであれば、42ページに関してですが、1番下の段、「定期的なプロフェッショナルケアにより歯科疾患を予防します」を、例えば「お口の病気の重症化予防のため、定期的な歯科検診を奨励します」、そして1つ目が「プロフェッショナルケアによる、むし歯や歯周病予防」、2つ目に「口腔粘膜疾患の早期発見」といった項目に変えた方が、より適切ではないかと考えました。いかがでしょうか。

「プロフェッショナルケアですべての口腔粘膜疾患の早期発見ができる」と、市民の方が思われるとちょっと語弊がありますので、項目の書き方を変えていただいた方が市民の皆様の理解を得られやすいかなと考えました。

事務局：ありがとうございます。今のところなのですけれども、おっしゃってくださったように、口の病気の重症化予防のためという形で変更させてもらってもよろしいでしょうか。

部会長：今回の改訂の大きい柱として、「重症化予防」というキーワードがございますので、「重症化予防」を入れていただくと、お口の粘膜の疾患の早期発見にもつながっていくのではないかと考えております。

事務局：こちらからなのですけれども、今回委員の皆様が歯科関係者ばかりということで伺います。口腔粘膜の疾患については、主な取組内容の最下部に書くような形になるのですけれども、啓発については、入れる必要はないでしょうか。

部会長：42 ページの一番上の項目にも入れた方がよいということでしょうか。

事務局：提案なのですけれども、入れることに関してはどうか、ということです。

部会長：私は入れても問題ないと思いますが、実際どういう風な啓発をするのでしょうか。

事務局：むし歯とか歯周病ということは割と市民の方も関心があると思うのですけれども、粘膜の方に関してはどうなのかなと思いました。口内炎ですと、長引くような口内炎に少し関心を持ってもらうといったことを啓発できたらなと思ったのですけれども、書きぶりをどうしたらよいのかというのを、今回この部会の方でお話ししていただけたらありがたいなと思っています。

部会長：「長引く口内炎」という観点は、すばらしい観点だなと思います。他の先生方、いかがでしょうか。

實重委員：定期的に歯科検診を受診する項目に全部入ってきそうなので、そんなに細かく書かなくてもよいのではないかなと思います。

八木委員：私が思ったのは、歯科検診になると、どうしてもむし歯であったり歯周病の予防であったりという話になりがちです。口腔粘膜疾患というのは、悪性腫瘍だけではなくて、長引く口内炎であったり扁平苔癬であったり白板症であったりというのもあって、それがいまいち市民の方に理解されていないというか、何かできているけれどもどこに行けばよいのだろうという話も非常によく聞くので、歯科へ行くのは基本的にむし歯や歯周病ということだけではないのですよ、ということをもう少し啓発した方がよいかなと思います。

部会長：なるほど、すばらしいと思いました。口にカビが生える感染症であるカンジダ症とかも高齢者

の方は多いですね。確かにたくさんの口腔粘膜疾患がございますので、写真等にまとめてポスターとし、啓発するというのは良いと考えます。患者さんがポスターを見て、歯科医院から口腔外科ヘルトを作るという意味ではとてもよいと思いました。

事務局：ありがとうございます。それでは、「正しい知識について、様々な機会をとらえて啓発します」のところに、口腔粘膜疾患の方も追記という形でさせていただいてよろしいでしょうか。

部会長：ぜひ、よろしくお願いします。

他にご意見ございませんでしょうか。ご不明な点等もございませんか。

八木委員：43 ページで「80 歳で 20 本以上自分の歯をもつ者の割合」が 65%くらいいるということから考えると、42 ページの【市民の取組】の一番上の段の「むし歯にならない・多数のむし歯を持たない」というところで、「セカンドライフ」の欄にも丸印はいるのでは、と思います。

部会長：私も、言われていて気づきました。確かに、印があった方がよいと思います。これから 80 歳で 20 本以上歯を持つ方がどんどん増えていく中で、多数のむし歯、特に根面う蝕がセカンドライフ世代では問題となってきています。次世代や現役世代にはあまり見られなかった根面う蝕というむし歯もあるという啓発に取り組まなければならないと思うので、丸があった方がよいと思いましたが、皆さんはいかがでしょう。

根面う蝕というのは、歯茎がやせてきて露出した歯の根っこにできるむし歯のことを指します。根面う蝕はう蝕は、若いうちはあまり見られませんが、歳をとってきて歯周病が進むことで根面う蝕になる方が増えており、最近話題に上っております。

橋場委員：44 ページになりますけれども、【市民の取組】の 2 行目、「オーラルフレイルを予防するため、口の体操を行う」と書いてありますが、こちらは現役世代にも丸印が入っていますが、具体的にどのような方法で市民の方が取り組めるのか、何かツールのようなものを準備されているのでしょうか。関心が低い中でこれに取り組むとなると、やはりいろいろな手立てが必要なのかなと感じたのですが、いかがでしょうか。

事務局：ありがとうございます。前回の協議会で委員の方からご意見があって、オーラルフレイルも、早い時期から取り組む必要があるのではないかというご意見から、現役世代の方も丸印を入れさせていただいたような状況です。職域であったりとか、今働く年齢も相当長くなってきておりますし、もちろん若い時からお口の体操をして、嚥下のことであったりとか機能のことにも関心を持ってもらうという視点からも、現役世代からオーラルフレイルを予防するというのも知識として持ってほしいなということで、入れさせていただいたような状況です。実際に、職域の方で、歯みがきの指導だけではなくて、そういったお口の中の体操のこともしていきたいと考えています。

橋場委員：ありがとうございます。

部会長：他にご意見ございますか。

橋場委員：同じく 44 ページになりますけれども、【行政や関係機関の取組】の段の 2 つ目になります。

「かかりつけ歯科医での定期的な歯科検診」というところが取組になるかと思えますけれども、今歯科会では、口腔健康管理という言葉が出てきていると思うのですけれども、健康を管理してもらう場所が歯科というところという位置づけということで、検診を受けて終わりではなくて、歯周病に関したら、治るというよりはコントロールしていくという疾患であると思えますので、できたらそういう文言を、ここの項目でなくてもよいのでどこかに入れていただいて、歯科からの口腔健康管理という言葉が市民の皆様理解いただいて、だから定期検診が必要ですよという風な発信になるものがあればよいなと考えました。

事務局：ありがとうございます。啓発のところに、お口の管理をしてもらうためにもかかりつけの歯医者さんを持って検診を受けるというような形で記載するというところでよろしいでしょうか。

部会長：口腔健康管理という言葉を入れるには、ご意見としましては、まず、啓発と環境の 2 つに入れていった方がよろしいですか。

橋場委員：はい。

部会長：私は、この相談できる環境の場合は、「かかりつけ歯科医での口腔健康管理、及び定期的な歯科検診」でよいと思うのですけれども、啓発に入れるとすれば、「口腔健康管理の重要性」では、他のところと揃わないですね。「かかりつけ歯科医での口腔健康管理」でしょうか。いかがでしょうか。

45 ページを見ると、例えば「低栄養や過栄養についての知識」とか「健康管理」となっていますので、「かかりつけ歯科医での口腔健康管理」という形でもおかしくはないかなと今思いましたので、それを啓発に入れていただいて、そして、「相談できる環境を整えます」の 2 番目の項目に「かかりつけ歯科医での口腔健康管理、及び定期的な歯科検診」という形で、並列という形でもよろしいですか。

橋場委員：はい。

部会長：続いて、私からも質問よろしいでしょうか。資料 2 の 7 ページの 40 番、糖尿病と歯周病の関連について、「連携手帳」ということで、「医科と歯科の保健事業を一体的に推進する観点も加えて下さい」というコメントに対して、市の考え方として、3 段落目、「連携し、健（検）診や必要な治療に結びつくよう支援します」とございます。その点で提案なのですけれども、歯周病と糖尿病は非常に重要性が高く、本当にコメント通りでありまして、1 つは P I S A (Periodontal Inflamed Surface Area) という指標があるのですけれどもご存じでしょうか。PISA は、歯周病の炎症部の面積を定量的に評価できる指標です。歯は 28 本あって、歯科でない方が、「ポケットの深さ」とか「ポケットの出血」を聞いてもどれくらいの程度の炎症なのかパッとわかりません。その問題を解決する指標が P I S A になります。PISA は、1 本 1 本の歯の潰瘍を全部総計して、何 mm²

の潰瘍があるかを算出した値になります。非常にわかりやすい指標ですので、PISA を導入していただくと、医科と歯科の連携がしやすいのではないかと私は思います。連携手帳に、P I S A という項目を導入していただきますと、医科の先生にも歯周病の改善傾向がわかりやすくなるのではないかと思います。

もう1つ、以前も話に上がりましたが、フレイル予防ということで、部会ではなく全体会の方で、かなり医科の先生がフレイルに関して推進しておられました。歯科としても同様の足並みを揃えるのに、冊子の44ページ「何でも噛んで食べることができる者の割合」は、質問票で行われておりますが、実際に食べられる・噛めるというのと、噛めている、とでは、主観、客観という点でかなり違うというのが、医科の先生からもご意見がございました。それに対して客観的な指標を取り入れるというのは、今後ありますでしょうか。

事務局：ありがとうございます。この、「何でも噛んで食べることができる者の割合」なのですけれども、質問票の方では、「たくあんなど」といったような括弧書きで書かせていただいています。それで、奥歯で噛まなければならないものであるものであるとかはご本人さんも想像がつくのかなと思います。たくあんなど、と書いていると、ほぼ何でも噛んで食べられるのかなと思っております。

部会長：千切りのたくあんもございますので、できたら客観指標が入るとよいかと思います。医科ですと握力計測等が簡便かつ安価な客観的指標になるかと存じますが、歯科にも簡便でかつ安価な客観指標もございますので、そういったものを取り入れていただくと、客観的なオーラルフレイルの見落としが少ないと考えます。

(2) その他

部会長：それでは、続きまして案件(2)「その他」です。事務局からその他について説明をお願いいたします。

事務局：健康推進課から説明させていただきます。さかい健康プランの概要版についてです。概要版につきましても、今回市民さん向けの啓発用のリーフレットとさせていただきたいと思っております。現状、現計画では3種類の概要版があるのですが、今回は、このさかい健康プラン(案)が確定しましたら、事務局の方で作成をさせていただきたいと思っております。

部会長：ありがとうございます。これについて、何かご不明な点ございませんでしょうか。

本日の部会での協議内容の報告など、今後のスケジュールについても説明をお願いいたします。

事務局：では、本日の部会での協議内容についてですが、30日に、食育推進計画策定専門部会を開催します。31日には、健康増進計画策定専門部会を開催いたしますので、そこでの協議内容を集約しまして、本会の協議会に報告をさせていただきます。さかい健康プランについては、3月25日開催予定の堺市健康施策推進協議会で最終審議の上、答申を頂く予定となっております。なお、皆様の委員の任期は、答申までとなっておりますので、現在のところ、3月25日までの予定となっております。以上です。

部会長：本会協議会への報告内容については、本部会の委員の皆様にも送付いただくことでよかったですでしょうか。

(承認)

部会長：ありがとうございます。最後に、全体を通してのご意見や、委員の皆様から情報共有すべきことなどがあれば、お願いいたします。

ご意見がないようですので、この案件につきましては以上とします。

これで予定されていた件につきましてはすべて終了いたしました。事務局に進行をお返しいたします。

3 閉会

事務局：中村部会長、委員の皆様、本日は長時間ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第2回堺市歯科口腔保健推進計画策定専門部会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。